

議案第 21 号

佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年佐倉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定による手續その他の公の施設の整備等における民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用する手法による手續により選定した団体（法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関による調査審議を経て選定した団体に限る。）が公の施設の建設又は改修及び管理を行う場合は、当該公の施設について、第2条、第3条及び前条に規定する手續を経ずに当該団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

第6条に次の1項を加える。

- 5 市長は、公共施設の再配置（佐倉市公共施設再配置審議会設置条例（令和5年佐倉市条例第18号）第2条に規定する公共施設の再配置をいう。）その他本市の施策を考慮し、特定の団体に管理を行わせることが合理的であると認める公の施設については、第2条に規定する手續を経ずに指定管理者の候補者を選定することができる。

第11条の次に次の1条を加える。

（地位の承継等）

- 第11条の2 指定管理者として指定された団体について、合併、分割（当該指定管理者としての業務の全部を承継させるものに限る。）その他これ

らに類する行為があったときは、合併後存続する団体、合併により設立された団体、分割により当該指定管理者としての業務の全部を承継した団体又は合併若しくは分割に類する行為により当該指定管理者としての業務の全部を承継した団体は、当該指定管理者として指定された団体の当該指定管理者としての地位を承継する。

2 市長は、前項の規定により指定管理者としての地位を承継した団体について、当該公の施設の管理を行うことが適当でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、指定管理者の指定を取り消すことができる。

第15条第3項に次のただし書を加える。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。